（証券取引等監視委員会事務局開示検査課長）同　森島　英之
消費者庁に出向させる
（監督局総務課監督企画官）同　佐藤　栄一
総務省に出向させる
（監督局銀行第二課協同組織金融室長）同　金ヶ﨑郁弘
（総合政策局付）同　玉川　英資
財務省に出向させる（各通）
（総合政策局リスク分析総括課主任統括検査官）同　橋本　康司
中小企業庁に出向させる
（総合政策局参事官）同　大澤　清司
（総合政策局リスク分析総括課主任統括検査官）同　山田　靖昭
（監督局統括検査官）同　坂井　平典
（監督局総務課監督企画官）同　東原　都男
（証券取引等監視委員会事務局総務課情報解析室長）同　酒井　和也
（証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課長）同　横尾　則幸
（証券取引等監視委員会事務局証券検査課国際証券検査室長）同　神田　孝司
（証券取引等監視委員会事務局取引調査課長）同　竹内　肇
（公認会計士・監査審査会事務局審査検査課長）同　芳賀　裕司
願により本官を免ずる（各通）（以上七年七月八日）
（総合政策局政策立案総括審議官）内閣府事務官　尾﨑　有
兼ねて総合政策局国際総括官を命ずる
（総合政策局付）同　岸本　学
総合政策局参事官を命ずる（以上七年七月二十二日）
（水産庁漁政部漁政課課長補佐）農林水産事務官　菓子野　慧
内閣府事務官に任命する
企画市場局総務課信用法制企画調整官を命ずる
（東京高等検察庁検事）検事　関根　澄子
兼ねて内閣府事務官に任命する
兼ねて証券取引等監視委員会事務局次長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼証券取引等監視委員会事務局次長）小川理津子
証券取引等監視委員会事務局次長兼務を免ずる
（企画市場局総務課信用法制企画調整官）内閣府事務官　宮部　大輝
農林水産省に出向させる（以上七年八月一日）

最高裁判所

仙台簡易裁判所判事　池田　敬
福島簡易裁判所判事に補する
福島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（五月十二日）

○定年退官
簡易裁判所判事久保田祐司は五月十一日限り定年退官
簡易裁判所判事木田正彦は五月十三日限り定年退官

皇室事項

行幸啓
天皇皇后両陛下は、愛媛県において開催された第七十六回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月十六日午前九時二十二分御出門、同県へ行幸啓、同月十七日午後八時四十五分還幸啓になった。

御祝電
天皇陛下は、カメルーンの国祭日につき、五月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

櫛田川水系、宮川水系、網走川水系及び相模川水系に係る河川整備基本方針の変更について
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和八年四月三十日に、櫛田川水系、宮川水系、網走川水系及び相模川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。
令和八年五月二十一日
国土交通大臣　金子　恭之

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和八年五月二十一日
国土交通大臣　金子　恭之
一　登録海技免許講習実施機関の名称　独立行政法人海技教育機構
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）田島　哲明
（変更後）佐々　明
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和八年五月二十一日
国土交通大臣　金子　恭之
一　登録船舶職員養成施設の名称　独立行政法人海技教育機構
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）田島　哲明
（変更後）佐々　明
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和八年五月二十一日
国土交通大臣　金子　恭之
一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　独立行政法人海技教育機構
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）田島　哲明
（変更後）佐々　明
三　変更年月日　令和八年四月一日